

○内閣府告示第二百九十五号

構造改革特別区域法（平成十四年法律第百八十九号）第九条第一項の規定に基づき、平成十六年十二月十七日内閣府告示第二百八十九号をもって公示した構造改革特別区域計画の認定を平成二十年七月九日付けで取り消したので、次のとおり公示する。

平成二十年八月七日

内閣総理大臣 福田 康夫

- 一 構造改革特別区域計画の作成主体の名称 三笠市
- 二 構造改革特別区域の名称 岡山・萱野小中一貫教育特区
- 三 構造改革特別区域の範囲 三笠市の区域の一部（岡山小・萱野中学校校区）（詳細は内閣府において閲覧に供する。）

○内閣府告示第二百九十六号

構造改革特別区域法（平成十四年法律第百八十九号）第九条第一項の規定に基づき、平成十七年十二月六日内閣府告示第八百四十六号をもって公示した構造改革特別区域計画の認定を平成二十年七月九日付けで取り消したので、次のとおり公示する。

平成二十年八月七日

内閣総理大臣 福田 康夫

- 一 構造改革特別区域計画の作成主体の名称 千歳市
- 二 構造改革特別区域の名称 千歳市幼稚園早期入園特区
- 三 構造改革特別区域の範囲 千歳市の全域

○内閣府告示第二百九十七号

構造改革特別区域法（平成十四年法律第百八十九号）第九条第一項の規定に基づき、平成十六年三月二十九日内閣府告示第七号をもつて公示した構造改革特別区域計画の認定を平成二十年七月九日付けで取り消したので、次のとおり公示する。

平成二十年八月七日

内閣総理大臣 福田 康夫

- 一 構造改革特別区域計画の作成主体の名称 富良野市
- 二 構造改革特別区域の名称 富良野市幼児教育特区
- 三 構造改革特別区域の範囲 富良野市の全域

○内閣府告示第二百九十八号

構造改革特別区域法（平成十四年法律第百八十九号）第九条第一項の規定に基づき、平成十五年十二月五日内閣府告示第百九十六号をもって公示した構造改革特別区域計画の認定を平成二十年七月九日付けで取り消したので、次のとおり公示する。

平成二十年八月七日

内閣総理大臣 福田 康夫

- 一 構造改革特別区域計画の作成主体の名称 恵庭市
- 二 構造改革特別区域の名称 恵庭市幼児教育特区
- 三 構造改革特別区域の範囲 恵庭市の全域

○内閣府告示第二百九十九号

構造改革特別区域法（平成十四年法律第百八十九号）第九条第一項の規定に基づき、平成十五年十二月五日内閣府告示第百九十七号をもって公示した構造改革特別区域計画の認定を平成二十年七月九日付けで取り消したので、次のとおり公示する。

平成二十年八月七日

内閣総理大臣 福田 康夫

- 一 構造改革特別区域計画の作成主体の名称 北広島市
- 二 構造改革特別区域の名称 北広島市幼児教育特区
- 三 構造改革特別区域の範囲 北広島市の全域

○内閣府告示第三百号

構造改革特別区域法（平成十四年法律第百八十九号）第九条第一項の規定に基づき、平成十六年六月二十八日内閣府告示第百七十四号をもって公示した構造改革特別区域計画の認定を平成二十年七月九日付けで取り消したので、次のとおり公示する。

平成二十年八月七日

内閣総理大臣 福田 康夫

- 一 構造改革特別区域計画の作成主体の名称 北海道空知郡上富良野町
- 二 構造改革特別区域の名称 上富良野町幼児教育特区
- 三 構造改革特別区域の範囲 北海道空知郡上富良野町の全域

○内閣府告示第三百一号

構造改革特別区域法（平成十四年法律第百八十九号）第九条第一項の規定に基づき、平成十八年十二月四日内閣府告示第八百二十五号をもって公示した構造改革特別区域計画の認定を平成二十年七月九日付けで取り消したので、次のとおり公示する。

平成二十年八月七日

内閣総理大臣 福田 康夫

- 一 構造改革特別区域計画の作成主体の名称 北海道虻田郡豊浦町
- 二 構造改革特別区域の名称 豊浦「自然と芸術」教育特区
- 三 構造改革特別区域の範囲 北海道虻田郡豊浦町の全域

○内閣府告示第三百二号

構造改革特別区域法（平成十四年法律第百八十九号）第九条第一項の規定に基づき、平成十七年七月二十
六日内閣府告示第五百六十八号をもって公示した構造改革特別区域計画の認定を平成二十年七月九日付けで
取り消したので、次のとおり公示する。

平成二十年八月七日

内閣総理大臣 福田 康夫

- 一 構造改革特別区域計画の作成主体の名称 三沢市
- 二 構造改革特別区域の名称 三沢市英語教育推進特区
- 三 構造改革特別区域の範囲 三沢市の全域

○内閣府告示第三百三号

構造改革特別区域法（平成十四年法律第百八十九号）第九条第一項の規定に基づき、平成十八年四月十八日内閣府告示第百三十五号をもって公示した構造改革特別区域計画の認定を平成二十年七月九日付けで取り消したので、次のとおり公示する。

平成二十年八月七日

内閣総理大臣 福田 康夫

- 一 構造改革特別区域計画の作成主体の名称 青森県北津軽郡鶴田町
- 二 構造改革特別区域の名称 「鶴と国際交流の里」英語教育推進特区
- 三 構造改革特別区域の範囲 青森県北津軽郡鶴田町の全域

○内閣府告示第三百四号

構造改革特別区域法（平成十四年法律第百八十九号）第九条第一項の規定に基づき、平成十八年七月二十七日内閣府告示第五百八十三号をもって公示した構造改革特別区域計画の認定を平成二十年七月九日付けで取り消したので、次のとおり公示する。

平成二十年八月七日

内閣総理大臣 福田 康夫

- 一 構造改革特別区域計画の作成主体の名称 青森県下北郡東通村
- 二 構造改革特別区域の名称 東通村英語教育特区
- 三 構造改革特別区域の範囲 青森県下北郡東通村の全域

○内閣府告示第三百五号

構造改革特別区域法（平成十四年法律第百八十九号）第九条第一項の規定に基づき、平成十八年一月十三日内閣府告示第一号をもって公示した構造改革特別区域計画の認定を平成二十年七月九日付けで取り消したので、次のとおり公示する。

平成二十年八月七日

内閣総理大臣 福田 康夫

- 一 構造改革特別区域計画の作成主体の名称 花巻市
- 二 構造改革特別区域の名称 花巻市内幼稚園早期入園特区
- 三 構造改革特別区域の範囲 花巻市の区域の一部（旧花巻市）（詳細は内閣府において閲覧に供する。）

○内閣府告示第三百六号

構造改革特別区域法（平成十四年法律第百八十九号）第九条第一項の規定に基づき、平成十八年三月十三日内閣府告示第三十四号をもって公示した構造改革特別区域計画の認定を平成二十年七月九日付けで取り消したので、次のとおり公示する。

平成二十年八月七日

内閣総理大臣 福田 康夫

- 一 構造改革特別区域計画の作成主体の名称 一 関市
- 二 構造改革特別区域の名称 幼稚園早期入園特区
- 三 構造改革特別区域の範囲 一 関市の全域

○内閣府告示第三百七号

構造改革特別区域法（平成十四年法律第百八十九号）第九条第一項の規定に基づき、平成十七年七月二十
六日内閣府告示第五百六十九号をもって公示した構造改革特別区域計画の認定を平成二十年七月九日付けで
取り消したので、次のとおり公示する。

平成二十年八月七日

内閣総理大臣 福田 康夫

- 一 構造改革特別区域計画の作成主体の名称 岩手県岩手郡雫石町
- 二 構造改革特別区域の名称 しずくいし子育て支援・幼稚園早期入園特区
- 三 構造改革特別区域の範囲 岩手県岩手郡雫石町の全域

○内閣府告示第三百八号

構造改革特別区域法（平成十四年法律第百八十九号）第九条第一項の規定及び同法附則第五条に規定する措置に基づき、平成十六年十二月十七日内閣府告示第二百九十五号をもって公示した構造改革特別区域計画の認定を平成二十年七月九日付けで取り消したので、次のとおり公示する。

平成二十年八月七日

内閣総理大臣 福田 康夫

- 一 構造改革特別区域計画の作成主体の名称 宮城県
- 二 構造改革特別区域の名称 みやぎ私立学校教育特区
- 三 構造改革特別区域の範囲 宮城県の全域

○内閣府告示第三百九号

構造改革特別区域法（平成十四年法律第百八十九号）第九条第一項の規定及び同法附則第五条に規定する措置に基づき、平成十六年六月二十八日内閣府告示第百七十五号をもって公示した構造改革特別区域計画の認定を平成二十年七月九日付けで取り消したので、次のとおり公示する。

平成二十年八月七日

内閣総理大臣 福田 康夫

- 一 構造改革特別区域計画の作成主体の名称 仙台市
- 二 構造改革特別区域の名称 幼稚園活用型保育所待機児童対策特区
- 三 構造改革特別区域の範囲 仙台市の全域

○内閣府告示第三百十号

構造改革特別区域法（平成十四年法律第百八十九号）第九条第一項の規定に基づき、平成十六年三月二十九日内閣府告示第十九号をもって公示した構造改革特別区域計画の認定を平成二十年七月九日付けで取り消したので、次のとおり公示する。

平成二十年八月七日

内閣総理大臣 福田 康夫

- 一 構造改革特別区域計画の作成主体の名称 角田市
- 二 構造改革特別区域の名称 小学校英語教育推進特区
- 三 構造改革特別区域の範囲 角田市の全域

○内閣府告示第三百十一号

構造改革特別区域法（平成十四年法律第百八十九号）第九条第一項の規定に基づき、平成十七年四月四日内閣府告示第四十七号をもつて公示した構造改革特別区域計画の認定を平成二十年七月九日付けで取り消したので、次のとおり公示する。

平成二十年八月七日

内閣総理大臣 福田 康夫

- 一 構造改革特別区域計画の作成主体の名称 多賀城市
- 二 構造改革特別区域の名称 多賀城市幼稚園早期入園特区
- 三 構造改革特別区域の範囲 多賀城市の全域

○内閣府告示第三百十二号

構造改革特別区域法（平成十四年法律第百八十九号）第九条第一項の規定及び同法附則第五条に規定する措置に基づき、平成十七年四月二十八日内閣府告示第百五十二号をもって公示した構造改革特別区域計画の認定を平成二十年七月九日付けで取り消したので、次のとおり公示する。

平成二十年八月七日

内閣総理大臣 福田 康夫

- 一 構造改革特別区域計画の作成主体の名称 登米市
- 二 構造改革特別区域の名称 豊里小中一貫教育特区
- 三 構造改革特別区域の範囲 登米市の区域の一部（登米市豊里町の全域）（詳細は内閣府において閲覧に供する。）

○内閣府告示第三百十三号

構造改革特別区域法（平成十四年法律第百八十九号）第九条第一項の規定に基づき、平成十六年六月二十八日内閣府告示第百七十八号をもって公示した構造改革特別区域計画の認定を平成二十年七月九日付けで取り消したので、次のとおり公示する。

平成二十年八月七日

内閣総理大臣 福田 康夫

- 一 構造改革特別区域計画の作成主体の名称 山形市
- 二 構造改革特別区域の名称 山形市のびのび入園特区
- 三 構造改革特別区域の範囲 山形市の全域

○内閣府告示第三百十四号

構造改革特別区域法（平成十四年法律第百八十九号）第九条第一項の規定及び同法附則第五条に規定する措置に基づき、平成十五年五月二十九日内閣府告示第七十六号をもって公示した構造改革特別区域計画の認定を平成二十年七月九日付けで取り消したので、次のとおり公示する。

平成二十年八月七日

内閣総理大臣 福田 康夫

- 一 構造改革特別区域計画の作成主体の名称 会津若松市
- 二 構造改革特別区域の名称 会津若松市IT特区
- 三 構造改革特別区域の範囲 会津若松市の全域

○内閣府告示第三百十五号

構造改革特別区域法（平成十四年法律第百八十九号）第九条第一項の規定に基づき、平成十六年三月二十九日内閣府告示第二十七号をもって公示した構造改革特別区域計画の認定を平成二十年七月九日付けで取り消したので、次のとおり公示する。

平成二十年八月七日

内閣総理大臣 福田 康夫

- 一 構造改革特別区域計画の作成主体の名称 郡山市
- 二 構造改革特別区域の名称 郡山市小中学校英語教育特区
- 三 構造改革特別区域の範囲 郡山市の全域

○内閣府告示第三百十六号

構造改革特別区域法（平成十四年法律第百八十九号）第九条第一項の規定に基づき、平成十六年十二月十七日内閣府告示第三百二号をもって公示した構造改革特別区域計画の認定を平成二十年七月九日付けで取り消したので、次のとおり公示する。

平成二十年八月七日

内閣総理大臣 福田 康夫

- 一 構造改革特別区域計画の作成主体の名称 いわき市
- 二 構造改革特別区域の名称 国際交流都市いわき・英語教育特区
- 三 構造改革特別区域の範囲 いわき市の全域

○内閣府告示第三百十七号

構造改革特別区域法（平成十四年法律第百八十九号）第九条第一項の規定に基づき、平成十九年十二月十四日内閣府告示第六百九十二号をもって公示した構造改革特別区域計画の認定を平成二十年七月九日付けで取り消したので、次のとおり公示する。

平成二十年八月七日

内閣総理大臣 福田 康夫

- 一 構造改革特別区域計画の作成主体の名称 喜多方市
- 二 構造改革特別区域の名称 喜多方市小学校農業教育特区
- 三 構造改革特別区域の範囲 喜多方市の全域

○内閣府告示第三百十八号

構造改革特別区域法（平成十四年法律第百八十九号）第九条第一項の規定に基づき、平成十七年七月八日内閣府告示第百八十七号をもって公示した構造改革特別区域計画の認定を平成二十年七月九日付けで取り消したので、次のとおり公示する。

平成二十年八月七日

内閣総理大臣 福田 康夫

- 一 構造改革特別区域計画の作成主体の名称 茨城県
- 二 構造改革特別区域の名称 いばらき幼児教育特区
- 三 構造改革特別区域の範囲 土浦市、古河市、石岡市、結城市、龍ヶ崎市、下妻市、水海道市、高萩市、北茨城市、笠間市、取手市、牛久市、つくば市、鹿嶋市及び潮来市並びに茨城県東茨城郡茨城町、桂村、西茨城郡友部町、岩間町及び岩瀬町、行方郡北浦町、稲敷郡美浦村及び阿見町、新治郡八郷町、真壁郡真壁町、結城郡八千代町、猿島郡総和町、五霞町、三和町及び境町並びに北相馬郡利根町の全域並びに水戸市、日立市、筑西市、板東市及び常陸大宮市、穂敷市、かすみがうら市及び城里町の区域の一部（旧東茨

城郡内原町、旧日立市、旧下館市、旧岩井市、旧那珂郡大宮町、旧稲敷郡新利根町、旧新治郡霞ヶ浦町及び旧東茨城郡桂村）（詳細は内閣府において閲覧に供する。）

○内閣府告示第三百十九号

構造改革特別区域法（平成十四年法律第百八十九号）第九条第一項の規定に基づき、平成十七年二月二十八日内閣府告示第九号をもつて公示した構造改革特別区域計画の認定を平成二十年七月九日付けで取り消したので、次のとおり公示する。

平成二十年八月七日

内閣総理大臣 福田 康夫

- 一 構造改革特別区域計画の作成主体の名称 水戸市
- 二 構造改革特別区域の名称 水戸市幼・小・中英会話教育特区
- 三 構造改革特別区域の範囲 水戸市の全域

○内閣府告示第三百二十号

構造改革特別区域法（平成十四年法律第百八十九号）第九条第一項の規定に基づき、平成十九年四月二十日内閣府告示第十二号をもつて公示した構造改革特別区域計画の認定を平成二十年七月九日付けで取り消したので、次のとおり公示する。

平成二十年八月七日

内閣総理大臣 福田 康夫

- 一 構造改革特別区域計画の作成主体の名称 鹿嶋市
- 二 構造改革特別区域の名称 鹿嶋英語教育特区
- 三 構造改革特別区域の範囲 鹿嶋市の全域

○内閣府告示第三百二十一号

構造改革特別区域法（平成十四年法律第百八十九号）第九条第一項の規定に基づき、平成十六年十二月十七日内閣府告示第三百六号をもって公示した構造改革特別区域計画の認定を平成二十年七月九日付けで取り消したので、次のとおり公示する。

平成二十年八月七日

内閣総理大臣 福田 康夫

- 一 構造改革特別区域計画の作成主体の名称 宇都宮市
- 二 構造改革特別区域の名称 うつのみや生き生き宮つ子特区
- 三 構造改革特別区域の範囲 宇都宮市の全域

○内閣府告示第三百二十二号

構造改革特別区域法（平成十四年法律第百八十九号）第九条第一項の規定に基づき、平成十九年四月二十日内閣府告示第四十七号をもつて公示した構造改革特別区域計画の認定を平成二十年七月九日付けで取り消したので、次のとおり公示する。

平成二十年八月七日

内閣総理大臣 福田 康夫

- 一 構造改革特別区域計画の作成主体の名称 足利市
- 二 構造改革特別区域の名称 足利英会話教育特区
- 三 構造改革特別区域の範囲 足利市の全域

○内閣府告示第三百二十三号

構造改革特別区域法（平成十四年法律第百八十九号）第九条第一項の規定に基づき、平成十八年四月十八日内閣府告示第百五十八号をもって公示した構造改革特別区域計画の認定を平成二十年七月九日付けで取り消したので、次のとおり公示する。

平成二十年八月七日

内閣総理大臣 福田 康夫

- 一 構造改革特別区域計画の作成主体の名称 栃木市
- 二 構造改革特別区域の名称 栃木市幼児教育特区
- 三 構造改革特別区域の範囲 栃木市の全域

○内閣府告示第三百二十四号

構造改革特別区域法（平成十四年法律第百八十九号）第九条第一項の規定及び同法附則第五条に規定する措置に基づき、平成二十年四月二十一日内閣府告示第二十六号をもって公示した構造改革特別区域計画の認定を平成二十年七月九日付けで取り消したので、次のとおり公示する。

平成二十年八月七日

内閣総理大臣 福田 康夫

- 一 構造改革特別区域計画の作成主体の名称 日光市
- 二 構造改革特別区域の名称 日光市小中一貫教育特区
- 三 構造改革特別区域の範囲 日光市の全域

○内閣府告示第三百二十五号

構造改革特別区域法（平成十四年法律第百八十九号）第九条第一項の規定に基づき、平成十六年十二月十七日内閣府告示第三百八号をもって公示した構造改革特別区域計画の認定を平成二十年七月九日付けで取り消したので、次のとおり公示する。

平成二十年八月七日

内閣総理大臣 福田 康夫

- 一 構造改革特別区域計画の作成主体の名称 小山市
- 二 構造改革特別区域の名称 小山市英語教育推進特区
- 三 構造改革特別区域の範囲 小山市の全域

○内閣府告示第三百二十六号

構造改革特別区域法（平成十四年法律第百八十九号）第九条第一項の規定に基づき、平成十七年十月十一日内閣府告示第七百七十八号をもって公示した構造改革特別区域計画の認定を平成二十年七月九日付けで取り消したので、次のとおり公示する。

平成二十年八月七日

内閣総理大臣 福田 康夫

- 一 構造改革特別区域計画の作成主体の名称 大田原市
- 二 構造改革特別区域の名称 大田原市英語教育特区
- 三 構造改革特別区域の範囲 大田原市の全域

○内閣府告示第三百二十七号

構造改革特別区域法（平成十四年法律第百八十九号）第九条第一項の規定に基づき、平成十九年十二月十四日内閣府告示第六百七十六号をもって公示した構造改革特別区域計画の認定を平成二十年七月九日付けで取り消したので、次のとおり公示する。

平成二十年八月七日

内閣総理大臣 福田 康夫

- 一 構造改革特別区域計画の作成主体の名称 那須烏山市
- 二 構造改革特別区域の名称 那須烏山市英語コミュニケーション特区
- 三 構造改革特別区域の範囲 那須烏山市の全域

○内閣府告示第三百二十八号

構造改革特別区域法（平成十四年法律第百八十九号）第九条第一項の規定に基づき、平成十七年四月八日内閣府告示第百三十三号をもつて公示した構造改革特別区域計画の認定を平成二十年七月九日付けで取り消したので、次のとおり公示する。

平成二十年八月七日

内閣総理大臣 福田 康夫

- 一 構造改革特別区域計画の作成主体の名称 太田市
- 二 構造改革特別区域の名称 太田外国語教育特区
- 三 構造改革特別区域の範囲 太田市の全域

○内閣府告示第三百二十九号

構造改革特別区域法（平成十四年法律第百八十九号）第九条第一項の規定に基づき、平成十六年十二月十七日内閣府告示第三百十号をもって公示した構造改革特別区域計画の認定を平成二十年七月九日付けで取り消したので、次のとおり公示する。

平成二十年八月七日

内閣総理大臣 福田 康夫

- 一 構造改革特別区域計画の作成主体の名称 群馬県邑楽郡大泉町
- 二 構造改革特別区域の名称 大泉町英語教育特区
- 三 構造改革特別区域の範囲 群馬県邑楽郡大泉町の全域

○内閣府告示第三百三十号

構造改革特別区域法（平成十四年法律第百八十九号）第九条第一項の規定に基づき、平成十七年四月四日内閣府告示第五十九号をもつて公示した構造改革特別区域計画の認定を平成二十年七月九日付けで取り消したので、次のとおり公示する。

平成二十年八月七日

内閣総理大臣 福田 康夫

- 一 構造改革特別区域計画の作成主体の名称 さいたま市
- 二 構造改革特別区域の名称 さいたま市小・中一貫「潤いの時間」教育特区
- 三 構造改革特別区域の範囲 さいたま市の全域

○内閣府告示第三百三十一号

構造改革特別区域法（平成十四年法律第百八十九号）第九条第一項の規定に基づき、平成十八年一月十三日内閣府告示第四号をもって公示した構造改革特別区域計画の認定を平成二十年七月九日付けで取り消したので、次のとおり公示する。

平成二十年八月七日

内閣総理大臣 福田 康夫

- 一 構造改革特別区域計画の作成主体の名称 行田市
- 二 構造改革特別区域の名称 「古代蓮の里ぎょうだ」のびのび英語教育特区
- 三 構造改革特別区域の範囲 行田市の全域

○内閣府告示第三百三十二号

構造改革特別区域法（平成十四年法律第百八十九号）第九条第一項の規定に基づき、平成十七年四月二十八日内閣府告示第百五十三号をもって公示した構造改革特別区域計画の認定を平成二十年七月九日付けで取り消したので、次のとおり公示する。

平成二十年八月七日

内閣総理大臣 福田 康夫

- 一 構造改革特別区域計画の作成主体の名称 秩父市
- 二 構造改革特別区域の名称 秩父市幼児教育特区
- 三 構造改革特別区域の範囲 秩父市の全域

○内閣府告示第三百三十三号

構造改革特別区域法（平成十四年法律第百八十九号）第九条第一項の規定に基づき、平成十五年五月二十九日内閣府告示第七十八号をもって公示した構造改革特別区域計画の認定を平成二十年七月九日付けで取り消したので、次のとおり公示する。

平成二十年八月七日

内閣総理大臣 福田 康夫

- 一 構造改革特別区域計画の作成主体の名称 狭山市
- 二 構造改革特別区域の名称 外国語早期教育推進特区
- 三 構造改革特別区域の範囲 狭山市の全域

○内閣府告示第三百三十四号

構造改革特別区域法（平成十四年法律第百八十九号）第九条第一項の規定に基づき、平成十五年五月二十九日内閣府告示第七十九号をもって公示した構造改革特別区域計画の認定を平成二十年七月九日付けで取り消したので、次のとおり公示する。

平成二十年八月七日

内閣総理大臣 福田 康夫

- 一 構造改革特別区域計画の作成主体の名称 戸田市
- 二 構造改革特別区域の名称 国際理解教育推進特区
- 三 構造改革特別区域の範囲 戸田市の全域

○内閣府告示第三百三十五号

構造改革特別区域法（平成十四年法律第百八十九号）第九条第一項の規定に基づき、平成十五年五月二十九日内閣府告示第八十号をもつて公示した構造改革特別区域計画の認定を平成二十年七月九日付けで取り消したので、次のとおり公示する。

平成二十年八月七日

内閣総理大臣 福田 康夫

- 一 構造改革特別区域計画の作成主体の名称 新座市
- 二 構造改革特別区域の名称 国際化教育特区
- 三 構造改革特別区域の範囲 新座市の全域

○内閣府告示第三百三十六号

構造改革特別区域法（平成十四年法律第百八十九号）第九条第一項の規定に基づき、平成十五年五月一日内閣府告示第二十二号をもつて公示した構造改革特別区域計画の認定を平成二十年七月九日付けで取り消したので、次のとおり公示する。

平成二十年八月七日

内閣総理大臣 福田 康夫

- 一 構造改革特別区域計画の作成主体の名称 北本市
- 二 構造改革特別区域の名称 幼児教育特区
- 三 構造改革特別区域の範囲 北本市の全域

○内閣府告示第三百三十七号

構造改革特別区域法（平成十四年法律第百八十九号）第九条第一項の規定に基づき、平成十八年十二月四日内閣府告示第八百三十二号をもって公示した構造改革特別区域計画の認定を平成二十年七月九日付けで取り消したので、次のとおり公示する。

平成二十年八月七日

内閣総理大臣 福田 康夫

- 一 構造改革特別区域計画の作成主体の名称 八潮市
- 二 構造改革特別区域の名称 八潮市小中一貫教育特区
- 三 構造改革特別区域の範囲 八潮市の全域

○内閣府告示第三百三十八号

構造改革特別区域法（平成十四年法律第百八十九号）第九条第一項の規定に基づき、平成二十年四月二十一日内閣府告示第二十七号をもって公示した構造改革特別区域計画の認定を平成二十年七月九日付けで取り消したので、次のとおり公示する。

平成二十年八月七日

内閣総理大臣 福田 康夫

- 一 構造改革特別区域計画の作成主体の名称 千葉県及び成田市
- 二 構造改革特別区域の名称 国際教育推進特区
- 三 構造改革特別区域の範囲 成田市の全域

○内閣府告示第三百三十九号

構造改革特別区域法（平成十四年法律第百八十九号）第九条第一項の規定に基づき、平成十八年七月二十七日内閣府告示第五百九十号をもって公示した構造改革特別区域計画の認定を平成二十年七月九日付けで取り消したので、次のとおり公示する。

平成二十年八月七日

内閣総理大臣 福田 康夫

- 一 構造改革特別区域計画の作成主体の名称 千葉県及び千葉市
- 二 構造改革特別区域の名称 千葉国際教育特区
- 三 構造改革特別区域の範囲 千葉市の全域

○内閣府告示第三百四十号

構造改革特別区域法（平成十四年法律第百八十九号）附則第五条に規定する措置に基づき、平成二十年二月二十日内閣府告示第三号をもって公示した構造改革特別区域計画の認定を平成二十年七月九日付けで取り消したので、次のとおり公示する。

平成二十年八月七日

内閣総理大臣 福田 康夫

- 一 構造改革特別区域計画の作成主体の名称 千葉県
- 二 構造改革特別区域の名称 京葉臨海コンビナート活性化特区
- 三 構造改革特別区域の範囲 市原市及び袖ヶ浦市の全域

○内閣府告示第三百四十一号

構造改革特別区域法（平成十四年法律第百八十九号）第九条第一項の規定に基づき、平成十八年四月十八日内閣府告示第百六十四号をもって公示した構造改革特別区域計画の認定を平成二十年七月九日付けで取り消したので、次のとおり公示する。

平成二十年八月七日

内閣総理大臣 福田 康夫

- 一 構造改革特別区域計画の作成主体の名称 船橋市
- 二 構造改革特別区域の名称 船橋市英語教育特区
- 三 構造改革特別区域の範囲 船橋市の全域

○内閣府告示第三百四十二号

構造改革特別区域法（平成十四年法律第百八十九号）第九条第一項の規定に基づき、平成十九年四月二十日内閣府告示第十六号をもつて公示した構造改革特別区域計画の認定を平成二十年七月九日付けで取り消したので、次のとおり公示する。

平成二十年八月七日

内閣総理大臣 福田 康夫

- 一 構造改革特別区域計画の作成主体の名称 東京都
- 二 構造改革特別区域の名称 手話と書記日本語によるバイリンガルろう教育特区
- 三 構造改革特別区域の範囲 東京都の全域

○内閣府告示第三百四十三号

構造改革特別区域法（平成十四年法律第百八十九号）第九条第一項の規定に基づき、平成十七年七月二十
六日内閣府告示第五百八十二号をもって公示した構造改革特別区域計画の認定を平成二十年七月九日付けで
取り消したので、次のとおり公示する。

平成二十年八月七日

内閣総理大臣 福田 康夫

- 一 構造改革特別区域計画の作成主体の名称 東京都港区
- 二 構造改革特別区域の名称 国際人育成を目指す教育特区
- 三 構造改革特別区域の範囲 東京都港区の全域

○内閣府告示第三百四十四号

構造改革特別区域法（平成十四年法律第百八十九号）第九条第一項の規定に基づき、平成十七年十二月十二日以内閣府告示第千二百十九号をもって公示した構造改革特別区域計画の認定を平成二十年七月九日付けで取り消したので、次のとおり公示する。

平成二十年八月七日

内閣総理大臣 福田 康夫

- 一 構造改革特別区域計画の作成主体の名称 東京都品川区
- 二 構造改革特別区域の名称 小中一貫特区
- 三 構造改革特別区域の範囲 東京都品川区の全域

○内閣府告示第三百四十五号

構造改革特別区域法（平成十四年法律第百八十九号）第九条第一項の規定に基づき、平成十六年十二月十七日内閣府告示第三百十六号をもって公示した構造改革特別区域計画の認定を平成二十年七月九日付けで取り消したので、次のとおり公示する。

平成二十年八月七日

内閣総理大臣 福田 康夫

- 一 構造改革特別区域計画の作成主体の名称 東京都世田谷区
- 二 構造改革特別区域の名称 世田谷「日本語」教育特区
- 三 構造改革特別区域の範囲 東京都世田谷区の全域

○内閣府告示第三百四十六号

構造改革特別区域法（平成十四年法律第百八十九号）第九条第一項の規定に基づき、平成十七年四月四日
内閣府告示第六十二号をもつて公示した構造改革特別区域計画の認定を平成二十年七月九日付けで取り消し
たので、次のとおり公示する。

平成二十年八月七日

内閣総理大臣 福田 康夫

- 一 構造改革特別区域計画の作成主体の名称 東京都杉並区
- 二 構造改革特別区域の名称 小学校英語教育特区
- 三 構造改革特別区域の範囲 東京都杉並区の全域

○内閣府告示第三百四十七号

構造改革特別区域法（平成十四年法律第百八十九号）第九条第一項の規定に基づき、平成十五年五月二十九日内閣府告示第八十四号をもって公示した構造改革特別区域計画の認定を平成二十年七月九日付けで取り消したので、次のとおり公示する。

平成二十年八月七日

内閣総理大臣 福田 康夫

- 一 構造改革特別区域計画の作成主体の名称 東京都荒川区
- 二 構造改革特別区域の名称 国際都市「あらかわ」の形成特区
- 三 構造改革特別区域の範囲 東京都荒川区の全域

○内閣府告示第三百四十八号

構造改革特別区域法（平成十四年法律第百八十九号）第九条第一項の規定に基づき、平成十八年二月八日内閣府告示第二十二号をもつて公示した構造改革特別区域計画の認定を平成二十年七月九日付けで取り消したので、次のとおり公示する。

平成二十年八月七日

内閣総理大臣 福田 康夫

- 一 構造改革特別区域計画の作成主体の名称 東京都足立区
- 二 構造改革特別区域の名称 小中一貫教育による人間力育成特区
- 三 構造改革特別区域の範囲 東京都足立区の全域

○内閣府告示第三百四十九号

構造改革特別区域法（平成十四年法律第百八十九号）第九条第一項の規定に基づき、平成十七年四月四日内閣府告示第六十五号をもつて公示した構造改革特別区域計画の認定を平成二十年七月九日付けで取り消したので、次のとおり公示する。

平成二十年八月七日

内閣総理大臣 福田 康夫

- 一 構造改革特別区域計画の作成主体の名称 東京都葛飾区
- 二 構造改革特別区域の名称 葛飾区幼稚園早期入園特区
- 三 構造改革特別区域の範囲 東京都葛飾区の全域

○内閣府告示第三百五十号

構造改革特別区域法（平成十四年法律第百八十九号）第九条第一項の規定及び同法附則第五条に規定する措置に基づき、平成十九年四月二十日内閣府告示第五十四号をもって公示した構造改革特別区域計画の認定を平成二十年七月九日付けで取り消したので、次のとおり公示する。

平成二十年八月七日

内閣総理大臣 福田 康夫

- 一 構造改革特別区域計画の作成主体の名称 相模原市
- 二 構造改革特別区域の名称 藤野『教育芸術』特区
- 三 構造改革特別区域の範囲 相模原市の区域の一部（旧藤野町）（詳細は内閣府において閲覧に供する。）

○内閣府告示第三百五十一号

構造改革特別区域法（平成十四年法律第百八十九号）第九条第一項の規定に基づき、平成二十年四月二十一日内閣府告示第十六号をもつて公示した構造改革特別区域計画の認定を平成二十年七月九日付けで取り消したので、次のとおり公示する。

平成二十年八月七日

内閣総理大臣 福田 康夫

- 一 構造改革特別区域計画の作成主体の名称 新発田市
- 二 構造改革特別区域の名称 新発田市日本語教育特区
- 三 構造改革特別区域の範囲 新発田市の全域

○内閣府告示第三百五十二号

構造改革特別区域法（平成十四年法律第百八十九号）第九条第一項の規定に基づき、平成十九年十二月十日以内閣府告示第六百七十八号をもって公示した構造改革特別区域計画の認定を平成二十年七月九日付けで取り消したので、次のとおり公示する。

平成二十年八月七日

内閣総理大臣 福田 康夫

- 一 構造改革特別区域計画の作成主体の名称 南魚沼市
- 二 構造改革特別区域の名称 高等教育機関を活用した異文化理解特区
- 三 構造改革特別区域の範囲 南魚沼市の全域

○内閣府告示第三百五十三号

構造改革特別区域法（平成十四年法律第百八十九号）第九条第一項の規定に基づき、平成十七年十一月十一日以内閣府告示第八百十六号をもって公示した構造改革特別区域計画の認定を平成二十年七月九日付けで取り消したので、次のとおり公示する。

平成二十年八月七日

内閣総理大臣 福田 康夫

- 一 構造改革特別区域計画の作成主体の名称 富山県
- 二 構造改革特別区域の名称 とやま幼稚園早期入園特区
- 三 構造改革特別区域の範囲 富山市、高岡市、射水市、氷見市、滑川市、砺波市及び南砺市並びに富山県中新川郡立山町及び下新川郡入善町の全域

○内閣府告示第三百五十四号

構造改革特別区域法（平成十四年法律第百八十九号）附則第五条に規定する措置に基づき、平成十八年四月十八日内閣府告示第百七十一号をもって公示した構造改革特別区域計画の認定を平成二十年七月九日付けで取り消したので、次のとおり公示する。

平成二十年八月七日

内閣総理大臣 福田 康夫

- 一 構造改革特別区域計画の作成主体の名称 富山県及び南砺市
- 二 構造改革特別区域の名称 舞台芸術特区TOGA
- 三 構造改革特別区域の範囲 南砺市の区域の一部（利賀村上百瀬地区）（詳細は内閣府において閲覧に供する。）

○内閣府告示第三百五十五号

構造改革特別区域法（平成十四年法律第百八十九号）第九条第一項の規定に基づき、平成十八年四月十八日内閣府告示第百七十三号をもって公示した構造改革特別区域計画の認定を平成二十年七月九日付けで取り消したので、次のとおり公示する。

平成二十年八月七日

内閣総理大臣 福田 康夫

- 一 構造改革特別区域計画の作成主体の名称 高岡市
- 二 構造改革特別区域の名称 高岡市ものづくり・デザイン人材育成特区
- 三 構造改革特別区域の範囲 高岡市の全域

○内閣府告示第三百五十六号

構造改革特別区域法（平成十四年法律第百八十九号）第九条第一項の規定に基づき、平成十八年四月十四日内閣府告示第七十四号をもつて公示した構造改革特別区域計画の認定を平成二十年七月九日付けで取り消したので、次のとおり公示する。

平成二十年八月七日

内閣総理大臣 福田 康夫

- 一 構造改革特別区域計画の作成主体の名称 黒部市
- 二 構造改革特別区域の名称 黒部国際化教育特区
- 三 構造改革特別区域の範囲 黒部市の全域

○内閣府告示第三百五十七号

構造改革特別区域法（平成十四年法律第百八十九号）第九条第一項の規定及び同法附則第五条に規定する措置に基づき、平成十六年三月二十九日内閣府告示第四十四号をもって公示した構造改革特別区域計画の認定を平成二十年七月九日付けで取り消したので、次のとおり公示する。

平成二十年八月七日

内閣総理大臣 福田 康夫

- 一 構造改革特別区域計画の作成主体の名称 金沢市
- 二 構造改革特別区域の名称 「世界都市金沢」小中一貫英語教育特区
- 三 構造改革特別区域の範囲 金沢市の全域

○内閣府告示第三百五十八号

構造改革特別区域法（平成十四年法律第百八十九号）第九条第一項の規定に基づき、平成十六年三月二十九日内閣府告示第四十五号をもって公示した構造改革特別区域計画の認定を平成二十年七月九日付けで取り消したので、次のとおり公示する。

平成二十年八月七日

内閣総理大臣 福田 康夫

- 一 構造改革特別区域計画の作成主体の名称 小松市
- 二 構造改革特別区域の名称 小松っ子育て支援特区
- 三 構造改革特別区域の範囲 小松市の全域

○内閣府告示第三百五十九号

構造改革特別区域法（平成十四年法律第百八十九号）第九条第一項の規定に基づき、平成十七年七月二十
六日内閣府告示第五百八十八号をもって公示した構造改革特別区域計画の認定を平成二十年七月九日付けで
取り消したので、次のとおり公示する。

平成二十年八月七日

内閣総理大臣 福田 康夫

- 一 構造改革特別区域計画の作成主体の名称 羽咋市
- 二 構造改革特別区域の名称 はくい幼児教育特区
- 三 構造改革特別区域の範囲 羽咋市の全域

○内閣府告示第三百六十号

構造改革特別区域法（平成十四年法律第百八十九号）第九条第一項の規定に基づき、平成十六年三月二十九日内閣府告示第四十八号をもって公示した構造改革特別区域計画の認定を平成二十年七月九日付けで取り消したので、次のとおり公示する。

平成二十年八月七日

内閣総理大臣 福田 康夫

- 一 構造改革特別区域計画の作成主体の名称 福井県
- 二 構造改革特別区域の名称 ふくい幼稚園入園年齢緩和特区
- 三 構造改革特別区域の範囲 福井市、敦賀市、武生市及び大野市の全域

○内閣府告示第三百六十一号

構造改革特別区域法（平成十四年法律第百八十九号）第九条第一項の規定に基づき、平成十八年四月十四日内閣府告示第六十二号をもつて公示した構造改革特別区域計画の認定を平成二十年七月九日付けで取り消したので、次のとおり公示する。

平成二十年八月七日

内閣総理大臣 福田 康夫

- 一 構造改革特別区域計画の作成主体の名称 坂井市
- 二 構造改革特別区域の名称 人と人・ぬくもりあふれる丸岡特区
- 三 構造改革特別区域の範囲 坂井市の区域の一部（旧丸岡町）（詳細は内閣府において閲覧に供する。）

○内閣府告示第三百六十二号

構造改革特別区域法（平成十四年法律第百八十九号）第九条第一項の規定に基づき、平成十五年五月二十九日内閣府告示第九十三号をもって公示した構造改革特別区域計画の認定を平成二十年七月九日付けで取り消したので、次のとおり公示する。

平成二十年八月七日

内閣総理大臣 福田 康夫

- 一 構造改革特別区域計画の作成主体の名称 富士吉田市
- 二 構造改革特別区域の名称 幼稚園入園事業特区
- 三 構造改革特別区域の範囲 富士吉田市の全域

○内閣府告示第三百六十三号

構造改革特別区域法（平成十四年法律第百八十九号）第九条第一項の規定に基づき、平成二十年四月二十一日内閣府告示第十七号をもつて公示した構造改革特別区域計画の認定を平成二十年七月九日付けで取り消したので、次のとおり公示する。

平成二十年八月七日

内閣総理大臣 福田 康夫

- 一 構造改革特別区域計画の作成主体の名称 南アルプス市
- 二 構造改革特別区域の名称 南アルプス市バイリンガル教育特区
- 三 構造改革特別区域の範囲 南アルプス市の区域の一部（詳細は内閣府において閲覧に供する。）

○内閣府告示第三百六十四号

構造改革特別区域法（平成十四年法律第百八十九号）第九条第一項の規定に基づき、平成十九年四月二十日内閣府告示第二十号をもつて公示した構造改革特別区域計画の認定を平成二十年七月九日付けで取り消したので、次のとおり公示する。

平成二十年八月七日

内閣総理大臣 福田 康夫

- 一 構造改革特別区域計画の作成主体の名称 上野原市
- 二 構造改革特別区域の名称 上野原市幼児教育特区
- 三 構造改革特別区域の範囲 上野原市の全域

○内閣府告示第三百六十五号

構造改革特別区域法（平成十四年法律第百八十九号）第九条第一項の規定に基づき、平成十六年十二月十七日内閣府告示第三百九十一号をもって公示した構造改革特別区域計画の認定を平成二十年七月九日付けで取り消したので、次のとおり公示する。

平成二十年八月七日

内閣総理大臣 福田 康夫

- 一 構造改革特別区域計画の作成主体の名称 長野県
- 二 構造改革特別区域の名称 満3歳になる年度当初から幼稚園に入園できる特区
- 三 構造改革特別区域の範囲 長野市、松本市、上田市、岡谷市、飯田市、諏訪市、須坂市、小諸市、伊那市、駒ヶ根市、中野市、大町市、飯山市及び塩尻市並びに長野県南佐久郡臼田町、北佐久郡軽井沢町、望月町、浅科村及び御代田町、小県郡丸子町及び真田町、諏訪郡原村、上伊那郡辰野町、南安曇郡豊科町並びに北安曇郡白馬村の全域並びに千曲市の区域の一部（旧更埴市及び旧戸倉町）（詳細は内閣府において閲覧に供する。）

○内閣府告示第三百六十六号

構造改革特別区域法（平成十四年法律第百八十九号）第九条第一項の規定に基づき、平成十六年十二月十七日内閣府告示第三百三十三号をもって公示した構造改革特別区域計画の認定を平成二十年七月九日付けで取り消したので、次のとおり公示する。

平成二十年八月七日

内閣総理大臣 福田 康夫

- 一 構造改革特別区域計画の作成主体の名称 松本市
- 二 構造改革特別区域の名称 学都松本英語教育特区
- 三 構造改革特別区域の範囲 松本市の全域

○内閣府告示第三百六十七号

構造改革特別区域法（平成十四年法律第百八十九号）第九条第一項の規定に基づき、平成十九年十二月十日
四日内閣府告示第六百七十九号をもって公示した構造改革特別区域計画の認定を平成二十年七月九日付けで
取り消したので、次のとおり公示する。

平成二十年八月七日

内閣総理大臣 福田 康夫

- 一 構造改革特別区域計画の作成主体の名称 上田市
- 二 構造改革特別区域の名称 菅平小中一貫教育特区
- 三 構造改革特別区域の範囲 上田市の区域の一部（菅平小中学校区）（詳細は内閣府において閲覧に供する。）

○内閣府告示第三百六十八号

構造改革特別区域法（平成十四年法律第百八十九号）第九条第一項の規定に基づき、平成十九年十二月十四日内閣府告示第六百八十号をもって公示した構造改革特別区域計画の認定を平成二十年七月九日付けで取り消したので、次のとおり公示する。

平成二十年八月七日

内閣総理大臣 福田 康夫

- 一 構造改革特別区域計画の作成主体の名称 諏訪市
- 二 構造改革特別区域の名称 相手意識に立つものづくり教育特区
- 三 構造改革特別区域の範囲 諏訪市の全域

○内閣府告示第三百六十九号

構造改革特別区域法（平成十四年法律第百八十九号）第九条第一項の規定に基づき、平成十六年三月二十九日内閣府告示第五十三号をもって公示した構造改革特別区域計画の認定を平成二十年七月九日付けで取り消したので、次のとおり公示する。

平成二十年八月七日

内閣総理大臣 福田 康夫

- 一 構造改革特別区域計画の作成主体の名称 長野県諏訪郡下諏訪町
- 二 構造改革特別区域の名称 英語教育推進特区
- 三 構造改革特別区域の範囲 長野県諏訪郡下諏訪町の全域

○内閣府告示第三百七十号

構造改革特別区域法（平成十四年法律第百八十九号）第九条第一項の規定に基づき、平成十五年十二月五日内閣府告示第二百二十三号をもって公示した構造改革特別区域計画の認定を平成二十年七月九日付けで取り消したので、次のとおり公示する。

平成二十年八月七日

内閣総理大臣 福田 康夫

- 一 構造改革特別区域計画の作成主体の名称 岐阜市
- 二 構造改革特別区域の名称 岐阜発「英語でふるさと自慢」特区
- 三 構造改革特別区域の範囲 岐阜市の全域

○内閣府告示第三百七十一号

構造改革特別区域法（平成十四年法律第百八十九号）第九条第一項の規定に基づき、平成十八年八月七日内閣府告示第八百十八号をもって公示した構造改革特別区域計画の認定を平成二十年七月九日付けで取り消したので、次のとおり公示する。

平成二十年八月七日

内閣総理大臣 福田 康夫

- 一 構造改革特別区域計画の作成主体の名称 大垣市
- 二 構造改革特別区域の名称 水都っ子わくわく英語プラン特区
- 三 構造改革特別区域の範囲 大垣市の全域

○内閣府告示第三百七十二号

構造改革特別区域法（平成十四年法律第百八十九号）第九条第一項の規定に基づき、平成十八年四月十八日内閣府告示第百八十五号をもって公示した構造改革特別区域計画の認定を平成二十年七月九日付けで取り消したので、次のとおり公示する。

平成二十年八月七日

内閣総理大臣 福田 康夫

- 一 構造改革特別区域計画の作成主体の名称 沼津市
- 二 構造改革特別区域の名称 沼津市言語教育特区
- 三 構造改革特別区域の範囲 沼津市の全域

○内閣府告示第三百七十三号

構造改革特別区域法（平成十四年法律第百八十九号）第九条第一項の規定に基づき、平成十八年四月十八日内閣府告示第百八十六号をもって公示した構造改革特別区域計画の認定を平成二十年七月九日付けで取り消したので、次のとおり公示する。

平成二十年八月七日

内閣総理大臣 福田 康夫

- 一 構造改革特別区域計画の作成主体の名称 三島市
- 二 構造改革特別区域の名称 早期幼児教育入園特区
- 三 構造改革特別区域の範囲 三島市の全域

○内閣府告示第三百七十四号

構造改革特別区域法（平成十四年法律第百八十九号）第九条第一項の規定に基づき、平成十九年四月二十日内閣府告示第五十七号をもつて公示した構造改革特別区域計画の認定を平成二十年七月九日付けで取り消したので、次のとおり公示する。

平成二十年八月七日

内閣総理大臣 福田 康夫

- 一 構造改革特別区域計画の作成主体の名称 伊東市
- 二 構造改革特別区域の名称 伊東市書道教育特区
- 三 構造改革特別区域の範囲 伊東市の全域

○内閣府告示第三百七十五号

構造改革特別区域法（平成十四年法律第百八十九号）第九条第一項の規定に基づき、平成十九年四月二十日内閣府告示第二十二号をもつて公示した構造改革特別区域計画の認定を平成二十年七月九日付けで取り消したので、次のとおり公示する。

平成二十年八月七日

内閣総理大臣 福田 康夫

- 一 構造改革特別区域計画の作成主体の名称 静岡県駿東郡長泉町
- 二 構造改革特別区域の名称 長泉町書道教育特区
- 三 構造改革特別区域の範囲 静岡県駿東郡長泉町の全域

○内閣府告示第三百七十六号

構造改革特別区域法（平成十四年法律第百八十九号）第九条第一項の規定に基づき、平成十七年十二月六日内閣府告示第九百十七号をもって公示した構造改革特別区域計画の認定を平成二十年七月九日付けで取り消したので、次のとおり公示する。

平成二十年八月七日

内閣総理大臣 福田 康夫

- 一 構造改革特別区域計画の作成主体の名称 豊橋市
- 二 構造改革特別区域の名称 「国際共生都市・豊橋」英語教育推進特区
- 三 構造改革特別区域の範囲 豊橋市の全域

○内閣府告示第三百七十七号

構造改革特別区域法（平成十四年法律第百八十九号）第九条第一項の規定に基づき、平成二十年四月二十一日内閣府告示第二十八号をもって公示した構造改革特別区域計画の認定を平成二十年七月九日付けで取り消したので、次のとおり公示する。

平成二十年八月七日

内閣総理大臣 福田 康夫

- 一 構造改革特別区域計画の作成主体の名称 豊川市
- 二 構造改革特別区域の名称 「ハートフルタウン みと」 英語教育特区
- 三 構造改革特別区域の範囲 豊川市の区域の一部（旧御津町）（詳細は内閣府において閲覧に供する。）

○内閣府告示第三百七十八号

構造改革特別区域法（平成十四年法律第百八十九号）第九条第一項の規定に基づき、平成十八年四月十八日内閣府告示第百八十八号をもって公示した構造改革特別区域計画の認定を平成二十年七月九日付けで取り消したので、次のとおり公示する。

平成二十年八月七日

内閣総理大臣 福田 康夫

- 一 構造改革特別区域計画の作成主体の名称 一宮市
- 二 構造改革特別区域の名称 一宮市英語教育特区
- 三 構造改革特別区域の範囲 一宮市の全域

○内閣府告示第三百七十九号

構造改革特別区域法（平成十四年法律第百八十九号）第九条第一項の規定に基づき、平成十七年十二月六日内閣府告示第九百十九号をもって公示した構造改革特別区域計画の認定を平成二十年七月九日付けで取り消したので、次のとおり公示する。

平成二十年八月七日

内閣総理大臣 福田 康夫

- 一 構造改革特別区域計画の作成主体の名称 愛知県海部郡飛島村
- 二 構造改革特別区域の名称 小さくてもキラリと光る飛島村教育特区
- 三 構造改革特別区域の範囲 愛知県海部郡飛島村の全域

○内閣府告示第三百八十号

構造改革特別区域法（平成十四年法律第百八十九号）第九条第一項の規定に基づき、平成十八年一月十三日内閣府告示第六号をもって公示した構造改革特別区域計画の認定を平成二十年七月九日付けで取り消したので、次のとおり公示する。

平成二十年八月七日

内閣総理大臣 福田 康夫

- 一 構造改革特別区域計画の作成主体の名称 津市
- 二 構造改革特別区域の名称 津市小中一貫教育特区
- 三 構造改革特別区域の範囲 津市の区域の一部（旧津市）（詳細は内閣府において閲覧に供する。）

○内閣府告示第三百八十一号

構造改革特別区域法（平成十四年法律第百八十九号）第九条第一項の規定に基づき、平成十九年四月二十日内閣府告示第六十号をもつて公示した構造改革特別区域計画の認定を平成二十年七月九日付けで取り消したので、次のとおり公示する。

平成二十年八月七日

内閣総理大臣 福田 康夫

- 一 構造改革特別区域計画の作成主体の名称 長浜市
- 二 構造改革特別区域の名称 ホスピタリティ都市構想特区
- 三 構造改革特別区域の範囲 長浜市の全域

○内閣府告示第三百八十二号

構造改革特別区域法（平成十四年法律第百八十九号）第九条第一項の規定に基づき、平成十九年四月二十日内閣府告示第六十一号をもつて公示した構造改革特別区域計画の認定を平成二十年七月九日付けで取り消したので、次のとおり公示する。

平成二十年八月七日

内閣総理大臣 福田 康夫

- 一 構造改革特別区域計画の作成主体の名称 京都市
- 二 構造改革特別区域の名称 京都市小中一貫教育特区
- 三 構造改革特別区域の範囲 京都市の全域

○内閣府告示第三百八十三号

構造改革特別区域法（平成十四年法律第百八十九号）第九条第一項の規定に基づき、平成十八年四月十八日内閣府告示第百九十六号をもって公示した構造改革特別区域計画の認定を平成二十年七月九日付けで取り消したので、次のとおり公示する。

平成二十年八月七日

内閣総理大臣 福田 康夫

- 一 構造改革特別区域計画の作成主体の名称 向日市
- 二 構造改革特別区域の名称 向日市幼稚園早期入園特区
- 三 構造改革特別区域の範囲 向日市の全域

○内閣府告示第三百八十四号

構造改革特別区域法（平成十四年法律第百八十九号）第九条第一項の規定に基づき、平成十五年九月五日内閣府告示第百六十五号をもって公示した構造改革特別区域計画の認定を平成二十年七月九日付けで取り消したので、次のとおり公示する。

平成二十年八月七日

内閣総理大臣 福田 康夫

- 一 構造改革特別区域計画の作成主体の名称 長岡京市
- 二 構造改革特別区域の名称 長岡京市幼稚園早期入園特区
- 三 構造改革特別区域の範囲 長岡京市の全域

○内閣府告示第三百八十五号

構造改革特別区域法（平成十四年法律第百八十九号）第九条第一項の規定に基づき、平成十五年九月五日内閣府告示第百六十六号をもつて公示した構造改革特別区域計画の認定を平成二十年七月九日付けで取り消したので、次のとおり公示する。

平成二十年八月七日

内閣総理大臣 福田 康夫

- 一 構造改革特別区域計画の作成主体の名称 京都府乙訓郡大山崎町
- 二 構造改革特別区域の名称 大山崎町幼稚園早期入園特区
- 三 構造改革特別区域の範囲 京都府乙訓郡大山崎町の全域

○内閣府告示第三百八十六号

構造改革特別区域法（平成十四年法律第百八十九号）第九条第一項の規定に基づき、平成十七年二月二十八日内閣府告示第十五号をもつて公示した構造改革特別区域計画の認定を平成二十年七月九日付けで取り消したので、次のとおり公示する。

平成二十年八月七日

内閣総理大臣 福田 康夫

- 一 構造改革特別区域計画の作成主体の名称 堺市
- 二 構造改革特別区域の名称 さつき野小中一貫キャリア教育特区
- 三 構造改革特別区域の範囲 堺市の区域の一部（さつき野小学校及びさつき野中学校の校区）（詳細は内閣府において閲覧に供する。）

○内閣府告示第三百八十七号

構造改革特別区域法（平成十四年法律第百八十九号）第九条第一項の規定に基づき、平成十八年四月十四日内閣府告示第七十八号をもつて公示した構造改革特別区域計画の認定を平成二十年七月九日付けで取り消したので、次のとおり公示する。

平成二十年八月七日

内閣総理大臣 福田 康夫

- 一 構造改革特別区域計画の作成主体の名称 池田市
- 二 構造改革特別区域の名称 「教育のまち池田」特区
- 三 構造改革特別区域の範囲 池田市の全域

○内閣府告示第三百八十八号

構造改革特別区域法（平成十四年法律第百八十九号）第九条第一項の規定及び同法附則第五条に規定する措置に基づき、平成十七年十二月六日内閣府告示第九百二十五号をもって公示した構造改革特別区域計画の認定を平成二十年七月九日付けで取り消したので、次のとおり公示する。

平成二十年八月七日

内閣総理大臣 福田 康夫

- 一 構造改革特別区域計画の作成主体の名称 枚方市
- 二 構造改革特別区域の名称 枚方市小中一貫英語教育特区
- 三 構造改革特別区域の範囲 枚方市の全域

○内閣府告示第三百八十九号

構造改革特別区域法（平成十四年法律第百八十九号）第九条第一項の規定に基づき、平成十七年七月二十
六日内閣府告示第五百九十七号をもって公示した構造改革特別区域計画の認定を平成二十年七月九日付けで
取り消したので、次のとおり公示する。

平成二十年八月七日

内閣総理大臣 福田 康夫

- 一 構造改革特別区域計画の作成主体の名称 富田林市
- 二 構造改革特別区域の名称 「学びのまち富田林」特区
- 三 構造改革特別区域の範囲 富田林市の全域

○内閣府告示第三百九十号

構造改革特別区域法（平成十四年法律第百八十九号）第九条第一項の規定に基づき、平成十六年十二月十七日内閣府告示第三百五十一号をもつて公示した構造改革特別区域計画の認定を平成二十年七月九日付けで取り消したので、次のとおり公示する。

平成二十年八月七日

内閣総理大臣 福田 康夫

- 一 構造改革特別区域計画の作成主体の名称 寝屋川市
- 二 構造改革特別区域の名称 寝屋川市小中学校英語教育特区
- 三 構造改革特別区域の範囲 寝屋川市の全域

○内閣府告示第三百九十一号

構造改革特別区域法（平成十四年法律第百八十九号）第九条第一項の規定に基づき、平成十八年十二月四日内閣府告示第八百四十号をもって公示した構造改革特別区域計画の認定を平成二十年七月九日付けで取り消したので、次のとおり公示する。

平成二十年八月七日

内閣総理大臣 福田 康夫

- 一 構造改革特別区域計画の作成主体の名称 柏原市
- 二 構造改革特別区域の名称 「生きる学力育成」小中一貫教育特区
- 三 構造改革特別区域の範囲 柏原市の全域

○内閣府告示第三百九十二号

構造改革特別区域法（平成十四年法律第百八十九号）第九条第一項の規定に基づき、平成十八年十二月四日内閣府告示第八百四十一号をもって公示した構造改革特別区域計画の認定を平成二十年七月九日付けで取り消したので、次のとおり公示する。

平成二十年八月七日

内閣総理大臣 福田 康夫

- 一 構造改革特別区域計画の作成主体の名称 門真市
- 二 構造改革特別区域の名称 門真市「わがまちが誇れる学校づくり」特区
- 三 構造改革特別区域の範囲 門真市の全域

○内閣府告示第三百九十三号

構造改革特別区域法（平成十四年法律第百八十九号）第九条第一項の規定に基づき、平成十八年四月十八日内閣府告示第二百五号をもって公示した構造改革特別区域計画の認定を平成二十年七月九日付けで取り消したので、次のとおり公示する。

平成二十年八月七日

内閣総理大臣 福田 康夫

- 一 構造改革特別区域計画の作成主体の名称 大阪府三島郡島本町
- 二 構造改革特別区域の名称 島本町英語教育特区
- 三 構造改革特別区域の範囲 大阪府三島郡島本町の全域

○内閣府告示第三百九十四号

構造改革特別区域法（平成十四年法律第百八十九号）第九条第一項の規定に基づき、平成二十年四月二十一日内閣府告示第三十号をもつて公示した構造改革特別区域計画の認定を平成二十年七月九日付けで取り消したので、次のとおり公示する。

平成二十年八月七日

内閣総理大臣 福田 康夫

- 一 構造改革特別区域計画の作成主体の名称 尼崎市
- 二 構造改革特別区域の名称 尼崎計算教育特区
- 三 構造改革特別区域の範囲 尼崎市の全域

○内閣府告示第三百九十五号

構造改革特別区域法（平成十四年法律第百八十九号）第九条第一項の規定に基づき、平成十八年四月十八日内閣府告示第二百八号をもって公示した構造改革特別区域計画の認定を平成二十年七月九日付けで取り消したので、次のとおり公示する。

平成二十年八月七日

内閣総理大臣 福田 康夫

- 一 構造改革特別区域計画の作成主体の名称 伊丹市
- 二 構造改革特別区域の名称 「読む・書く・話す・聞く」ことば文化都市伊丹特区
- 三 構造改革特別区域の範囲 伊丹市の全域

○内閣府告示第三百九十六号

構造改革特別区域法（平成十四年法律第百八十九号）第九条第一項の規定に基づき、平成十九年十二月十四日内閣府告示第七百号をもつて公示した構造改革特別区域計画の認定を平成二十年七月九日付けで取り消したので、次のとおり公示する。

平成二十年八月七日

内閣総理大臣 福田 康夫

- 一 構造改革特別区域計画の作成主体の名称 奈良県
- 二 構造改革特別区域の名称 まほろば創生・なら教育特区
- 三 構造改革特別区域の範囲 奈良県の全域

○内閣府告示第三百九十七号

構造改革特別区域法（平成十四年法律第百八十九号）第九条第一項の規定及び同法附則第五条に規定する措置に基づき、平成十六年三月二十九日内閣府告示第六十七号をもって公示した構造改革特別区域計画の認定を平成二十年七月九日付けで取り消したので、次のとおり公示する。

平成二十年八月七日

内閣総理大臣 福田 康夫

- 一 構造改革特別区域計画の作成主体の名称 奈良市
- 二 構造改革特別区域の名称 「世界遺産に学び、ともに歩むまち」なら」小中一貫教育特区
- 三 構造改革特別区域の範囲 奈良市の全域

○内閣府告示第三百九十八号

構造改革特別区域法（平成十四年法律第百八十九号）第九条第一項の規定に基づき、平成十五年九月五日内閣府告示第百七十号をもつて公示した構造改革特別区域計画の認定を平成二十年七月九日付けで取り消したので、次のとおり公示する。

平成二十年八月七日

内閣総理大臣 福田 康夫

- 一 構造改革特別区域計画の作成主体の名称 御所市
- 二 構造改革特別区域の名称 葛小中一貫教育特区
- 三 構造改革特別区域の範囲 御所市の区域の一部（葛小中学校区）（詳細は内閣府において閲覧に供する）。

○内閣府告示第三百九十九号

構造改革特別区域法（平成十四年法律第百八十九号）第九条第一項の規定に基づき、平成十六年三月二十九日内閣府告示第六十八号をもって公示した構造改革特別区域計画の認定を平成二十年七月九日付けで取り消したので、次のとおり公示する。

平成二十年八月七日

内閣総理大臣 福田 康夫

- 一 構造改革特別区域計画の作成主体の名称 生駒市
- 二 構造改革特別区域の名称 情報教育推進特区
- 三 構造改革特別区域の範囲 生駒市の全域

○内閣府告示第四百号

構造改革特別区域法（平成十四年法律第百八十九号）第九条第一項の規定に基づき、平成十九年十二月十日
四日内閣府告示第六百八十五号をもって公示した構造改革特別区域計画の認定を平成二十年七月九日付けで
取り消したので、次のとおり公示する。

平成二十年八月七日

内閣総理大臣 福田 康夫

- 一 構造改革特別区域計画の作成主体の名称 鳥取市
- 二 構造改革特別区域の名称 「地域に生きる活力ある学校づくり」鳥取市湖南小中一貫教育特区
- 三 構造改革特別区域の範囲 鳥取市の区域の一部（湖南小学校区及び湖南中学校区）（詳細は内閣府において閲覧に供する。）

○内閣府告示第四百一号

構造改革特別区域法（平成十四年法律第百八十九号）第九条第一項の規定に基づき、平成十七年四月八日内閣府告示第百三十四号をもって公示した構造改革特別区域計画の認定を平成二十年七月九日付けで取り消したので、次のとおり公示する。

平成二十年八月七日

内閣総理大臣 福田 康夫

- 一 構造改革特別区域計画の作成主体の名称 米子市
- 二 構造改革特別区域の名称 早期幼児教育特区
- 三 構造改革特別区域の範囲 米子市の全域

○内閣府告示第四百二号

構造改革特別区域法（平成十四年法律第百八十九号）第九条第一項の規定に基づき、平成十七年四月二十二日内閣府告示第四百四十四号をもって公示した構造改革特別区域計画の認定を平成二十年七月九日付けで取り消したので、次のとおり公示する。

平成二十年八月七日

内閣総理大臣 福田 康夫

- 一 構造改革特別区域計画の作成主体の名称 松江市
- 二 構造改革特別区域の名称 就学前教育保育推進特区
- 三 構造改革特別区域の範囲 松江市の区域の一部（旧松江市の全域）（詳細は内閣府において閲覧に供する。）

○内閣府告示第四百三号

構造改革特別区域法（平成十四年法律第百八十九号）第九条第一項の規定に基づき、平成十六年三月二十九日内閣府告示第七十二号をもって公示した構造改革特別区域計画の認定を平成二十年七月九日付けで取り消したので、次のとおり公示する。

平成二十年八月七日

内閣総理大臣 福田 康夫

- 一 構造改革特別区域計画の作成主体の名称 益田市
- 二 構造改革特別区域の名称 益田市幼稚園早期入園による人づくり特区
- 三 構造改革特別区域の範囲 益田市の全域

○内閣府告示第四百四号

構造改革特別区域法（平成十四年法律第百八十九号）第九条第一項の規定に基づき、平成十七年十二月六日内閣府告示第九百三十号をもって公示した構造改革特別区域計画の認定を平成二十年七月九日付けで取り消したので、次のとおり公示する。

平成二十年八月七日

内閣総理大臣 福田 康夫

- 一 構造改革特別区域計画の作成主体の名称 島根県簸川郡斐川町
- 二 構造改革特別区域の名称 斐川町子育て支援推進特区
- 三 構造改革特別区域の範囲 島根県簸川郡斐川町の全域

○内閣府告示第四百五号

構造改革特別区域法（平成十四年法律第百八十九号）第九条第一項の規定に基づき、平成十七年一月三十一日内閣府告示第六号をもつて公示した構造改革特別区域計画の認定を平成二十年七月九日付けで取り消したので、次のとおり公示する。

平成二十年八月七日

内閣総理大臣 福田 康夫

- 一 構造改革特別区域計画の作成主体の名称 島根県隠岐郡隠岐の島町
- 二 構造改革特別区域の名称 隠岐の島町幼稚園早期入園特区
- 三 構造改革特別区域の範囲 島根県隠岐郡隠岐の島町の全域

○内閣府告示第四百六号

構造改革特別区域法（平成十四年法律第百八十九号）第九条第一項の規定に基づき、平成十七年九月八日内閣府告示第七百六十五号をもって公示した構造改革特別区域計画の認定を平成二十年七月九日付けで取り消したので、次のとおり公示する。

平成二十年八月七日

内閣総理大臣 福田 康夫

- 一 構造改革特別区域計画の作成主体の名称 倉敷市
- 二 構造改革特別区域の名称 「国際文化都市倉敷」英語教育推進特区
- 三 構造改革特別区域の範囲 倉敷市の全域

○内閣府告示第四百七号

構造改革特別区域法（平成十四年法律第百八十九号）第九条第一項の規定に基づき、平成十八年七月二十七日内閣府告示第六百六号をもって公示した構造改革特別区域計画の認定を平成二十年七月九日付けで取り消したので、次のとおり公示する。

平成二十年八月七日

内閣総理大臣 福田 康夫

- 一 構造改革特別区域計画の作成主体の名称 新見市
- 二 構造改革特別区域の名称 「国際交流を推進する新見市」英語教育充実特区
- 三 構造改革特別区域の範囲 新見市の全域

○内閣府告示第四百八号

構造改革特別区域法（平成十四年法律第百八十九号）第九条第一項の規定に基づき、平成十八年十二月四日内閣府告示第八百四十四号をもって公示した構造改革特別区域計画の認定を平成二十年七月九日付けで取り消したので、次のとおり公示する。

平成二十年八月七日

内閣総理大臣 福田 康夫

- 一 構造改革特別区域計画の作成主体の名称 広島市
- 二 構造改革特別区域の名称 ひろしま型義務教育創造特区
- 三 構造改革特別区域の範囲 広島市の全域

○内閣府告示第四百九号

構造改革特別区域法（平成十四年法律第百八十九号）第九条第一項の規定に基づき、平成十五年五月一日内閣府告示第五十九号をもって公示した構造改革特別区域計画の認定を平成二十年七月九日付けで取り消したので、次のとおり公示する。

平成二十年八月七日

内閣総理大臣 福田 康夫

- 一 構造改革特別区域計画の作成主体の名称 防府市
- 二 構造改革特別区域の名称 防府市内幼稚園入園年齢制限の緩和特区
- 三 構造改革特別区域の範囲 防府市の全域

○内閣府告示第四百十号

構造改革特別区域法（平成十四年法律第百八十九号）第九条第一項の規定に基づき、平成十九年十二月十四日内閣府告示第六百八十八号をもって公示した構造改革特別区域計画の認定を平成二十年七月九日付けで取り消したので、次のとおり公示する。

平成二十年八月七日

内閣総理大臣 福田 康夫

- 一 構造改革特別区域計画の作成主体の名称 山陽小野田市
- 二 構造改革特別区域の名称 山陽小野田市「幼・保・小・中」生活改善・知能向上教育特区
- 三 構造改革特別区域の範囲 山陽小野田市の全域

○内閣府告示第四百十一号

構造改革特別区域法（平成十四年法律第百八十九号）第九条第一項の規定に基づき、平成十八年十二月四日内閣府告示第八百四十六号をもって公示した構造改革特別区域計画の認定を平成二十年七月九日付けで取り消したので、次のとおり公示する。

平成二十年八月七日

内閣総理大臣 福田 康夫

- 一 構造改革特別区域計画の作成主体の名称 高松市
- 二 構造改革特別区域の名称 高松市小中一貫教育特区
- 三 構造改革特別区域の範囲 高松市の全域

○内閣府告示第四百十二号

構造改革特別区域法（平成十四年法律第百八十九号）第九条第一項の規定に基づき、平成十七年十二月六日内閣府告示第九百三十五号をもって公示した構造改革特別区域計画の認定を平成二十年七月九日付けで取り消したので、次のとおり公示する。

平成二十年八月七日

内閣総理大臣 福田 康夫

- 一 構造改革特別区域計画の作成主体の名称 松山市
- 二 構造改革特別区域の名称 小中連携による「国際・職業」教育特区
- 三 構造改革特別区域の範囲 松山市の全域

○内閣府告示第四百十三号

構造改革特別区域法（平成十四年法律第百八十九号）第九条第一項の規定に基づき、平成十八年四月十八日内閣府告示第二百二十号をもって公示した構造改革特別区域計画の認定を平成二十年七月九日付けで取り消したので、次のとおり公示する。

平成二十年八月七日

内閣総理大臣 福田 康夫

- 一 構造改革特別区域計画の作成主体の名称 新居浜市
- 二 構造改革特別区域の名称 新居浜市伝える力を育てる教育特区
- 三 構造改革特別区域の範囲 新居浜市の全域

○内閣府告示第四百十四号

構造改革特別区域法（平成十四年法律第百八十九号）第九条第一項の規定及び同法附則第五条に規定する措置に基づき、平成十八年十二月四日内閣府告示第八百四十八号をもって公示した構造改革特別区域計画の認定を平成二十年七月九日付けで取り消したので、次のとおり公示する。

平成二十年八月七日

内閣総理大臣 福田 康夫

- 一 構造改革特別区域計画の作成主体の名称 四国中央市
- 二 構造改革特別区域の名称 新宮小中一貫教育特区
- 三 構造改革特別区域の範囲 四国中央市の区域の一部（寺内小、新宮小及び新宮中学校区）（詳細は内閣府において閲覧に供する。）

○内閣府告示第四百十五号

構造改革特別区域法（平成十四年法律第百八十九号）第九条第一項の規定に基づき、平成十五年十二月五日内閣府告示第二百五十四号をもって公示した構造改革特別区域計画の認定を平成二十年七月九日付けで取り消したので、次のとおり公示する。

平成二十年八月七日

内閣総理大臣 福田 康夫

- 一 構造改革特別区域計画の作成主体の名称 高知市
- 二 構造改革特別区域の名称 国際理解教育推進特区
- 三 構造改革特別区域の範囲 高知市の全域

○内閣府告示第四百十六号

構造改革特別区域法（平成十四年法律第百八十九号）第九条第一項の規定に基づき、平成二十年四月二十一日内閣府告示第二十二号をもって公示した構造改革特別区域計画の認定を平成二十年七月九日付けで取り消したので、次のとおり公示する。

平成二十年八月七日

内閣総理大臣 福田 康夫

- 一 構造改革特別区域計画の作成主体の名称 室戸市
- 二 構造改革特別区域の名称 室戸市生活改善・モジュール学習特区
- 三 構造改革特別区域の範囲 室戸市の全域

○内閣府告示第四百十七号

構造改革特別区域法（平成十四年法律第百八十九号）第九条第一項の規定に基づき、平成十八年四月十四日内閣府告示第六十四号をもって公示した構造改革特別区域計画の認定を平成二十年七月九日付けで取り消したので、次のとおり公示する。

平成二十年八月七日

内閣総理大臣 福田 康夫

- 一 構造改革特別区域計画の作成主体の名称 飯塚市
- 二 構造改革特別区域の名称 「教育のまち 穎田」特区
- 三 構造改革特別区域の範囲 飯塚市の区域の一部（旧穎田町）

○内閣府告示第四百十八号

構造改革特別区域法（平成十四年法律第百八十九号）第九条第一項の規定に基づき、平成十七年十一月十一日内閣府告示第八百十四号をもって公示した構造改革特別区域計画の認定を平成二十年七月九日付けで取り消したので、次のとおり公示する。

平成二十年八月七日

内閣総理大臣 福田 康夫

一 構造改革特別区域計画の作成主体の名称 佐賀県

二 構造改革特別区域の名称 佐賀県幼稚園早期入園特区

三 構造改革特別区域の範囲 佐賀市、唐津市、鳥栖市、多久市、伊万里市、武雄市、鹿島市及び小城市並びに佐賀県佐賀郡川副町、東与賀町及び久保田町、神埼郡神埼町、千代田町及び三田川町、三養基郡基山町及びみやき町、西松浦郡西有田町、杵島郡山内町、大町町及び白石町並びに藤津郡太良町、塩田町及び嬉野町の全域

○内閣府告示第四百十九号

構造改革特別区域法（平成十四年法律第百八十九号）第九条第一項の規定及び同法附則第五条に規定する措置に基づき、平成十六年十二月十七日内閣府告示第三百七十一号をもって公示した構造改革特別区域計画の認定を平成二十年七月九日付けで取り消したので、次のとおり公示する。

平成二十年八月七日

内閣総理大臣 福田 康夫

- 一 構造改革特別区域計画の作成主体の名称 佐賀市
- 二 構造改革特別区域の名称 富士町ふるさと再見特区
- 三 構造改革特別区域の範囲 佐賀市の区域の一部（旧富士町）（詳細は内閣府において閲覧に供する。）

○内閣府告示第四百二十号

構造改革特別区域法（平成十四年法律第百八十九号）第九条第一項の規定及び同法附則第五条に規定する措置に基づき、平成十六年六月二十一日内閣府告示第百五十六号をもって公示した構造改革特別区域計画の認定を平成二十年七月九日付けで取り消したので、次のとおり公示する。

平成二十年八月七日

内閣総理大臣 福田 康夫

- 一 構造改革特別区域計画の作成主体の名称 長崎県
- 二 構造改革特別区域の名称 しま交流人口拡大特区
- 三 構造改革特別区域の範囲 対馬市の全域

○内閣府告示第四百二十一号

構造改革特別区域法（平成十四年法律第百八十九号）第九条第一項の規定に基づき、平成十六年六月二十八日内閣府告示第二百三十二号をもって公示した構造改革特別区域計画の認定を平成二十年七月九日付けで取り消したので、次のとおり公示する。

平成二十年八月七日

内閣総理大臣 福田 康夫

- 一 構造改革特別区域計画の作成主体の名称 長崎県
- 二 構造改革特別区域の名称 壱岐いき離島留学教育特区
- 三 構造改革特別区域の範囲 壱岐市の全域

○内閣府告示第四百二十二号

構造改革特別区域法（平成十四年法律第百八十九号）第九条第一項の規定に基づき、平成十八年三月十三日内閣府告示第四十号をもつて公示した構造改革特別区域計画の認定を平成二十年七月九日付けで取り消したので、次のとおり公示する。

平成二十年八月七日

内閣総理大臣 福田 康夫

- 一 構造改革特別区域計画の作成主体の名称 長崎県
- 二 構造改革特別区域の名称 ながさき幼稚園早期入園特区
- 三 構造改革特別区域の範囲 島原市及び大村市並びに長崎県西彼杵郡長与町及び時津町、東彼杵郡東彼杵町、川棚町及び波佐見町、南高来郡南有馬町、北有馬町、有家町、布津町及び深江町並びに北松浦郡江迎町の全域並びに長崎市、佐世保市、諫早市、平戸市、松浦市、五島市、西海市及び雲仙市の区域の一部（長崎市の区域のうち旧香焼町、旧伊王島町及び旧外海町を除く地域、佐世保市の区域のうち旧世知原町を除く地域、旧諫早市、旧多良見町、旧飯盛町、旧松浦市、旧福江市、西海市の区域のうち旧大島町を除く

地域並びに雲仙市の区域のうち旧南串山町を除く地域)

(詳細は内閣府において閲覧に供する。)

○内閣府告示第四百二十三号

構造改革特別区域法（平成十四年法律第百八十九号）第九条第一項の規定に基づき、平成十八年十二月四日内閣府告示第八百五十号をもって公示した構造改革特別区域計画の認定を平成二十年七月九日付けで取り消したので、次のとおり公示する。

平成二十年八月七日

内閣総理大臣 福田 康夫

- 一 構造改革特別区域計画の作成主体の名称 佐世保市
- 二 構造改革特別区域の名称 宇久地区小中高一貫教育特区
- 三 構造改革特別区域の範囲 佐世保市の区域の一部（神浦小・宇久小・宇久中校区）（詳細は内閣府において閲覧に供する。）

○内閣府告示第四百二十四号

構造改革特別区域法（平成十四年法律第百八十九号）第九条第一項の規定及び同法附則第五条に規定する措置に基づき、平成十八年十二月四日内閣府告示第八百五十一号をもって公示した構造改革特別区域計画の認定を平成二十年七月九日付けで取り消したので、次のとおり公示する。

平成二十年八月七日

内閣総理大臣 福田 康夫

- 一 構造改革特別区域計画の作成主体の名称 五島市
- 二 構造改革特別区域の名称 五島市奈留地区小中高一貫教育特区
- 三 構造改革特別区域の範囲 五島市の区域の一部（奈留小・船廻小・奈留中校区）（詳細は内閣府において閲覧に供する。）

○内閣府告示第四百二十五号

構造改革特別区域法（平成十四年法律第百八十九号）第九条第一項の規定に基づき、平成十八年十二月四日内閣府告示第八百五十二号をもって公示した構造改革特別区域計画の認定を平成二十年七月九日付けで取り消したので、次のとおり公示する。

平成二十年八月七日

内閣総理大臣 福田 康夫

- 一 構造改革特別区域計画の作成主体の名称 長崎県北松浦郡小値賀町
- 二 構造改革特別区域の名称 小中高一貫教育特区
- 三 構造改革特別区域の範囲 長崎県北松浦郡小値賀町の全域

○内閣府告示第四百二十六号

構造改革特別区域法（平成十四年法律第百八十九号）第九条第一項の規定に基づき、平成十七年十二月六日内閣府告示第九百四十一号をもって公示した構造改革特別区域計画の認定を平成二十年七月九日付けで取り消したので、次のとおり公示する。

平成二十年八月七日

内閣総理大臣 福田 康夫

- 一 構造改革特別区域計画の作成主体の名称 宇城市
- 二 構造改革特別区域の名称 宇城市国際理解教育特区
- 三 構造改革特別区域の範囲 宇城市の全域

○内閣府告示第四百二十七号

構造改革特別区域法（平成十四年法律第百八十九号）第九条第一項の規定及び同法附則第五条に規定する措置に基づき、平成十五年十二月五日内閣府告示第二百八十七号をもって公示した構造改革特別区域計画の認定を平成二十年七月九日付けで取り消したので、次のとおり公示する。

平成二十年八月七日

内閣総理大臣 福田 康夫

- 一 構造改革特別区域計画の作成主体の名称 熊本県下益城郡富合町
- 二 構造改革特別区域の名称 富合町小中一貫教育特区
- 三 構造改革特別区域の範囲 熊本県下益城郡富合町の全域

○内閣府告示第四百二十八号

構造改革特別区域法（平成十四年法律第百八十九号）第九条第一項の規定及び同法附則第五条に規定する措置に基づき、平成十八年十二月四日内閣府告示第八百五十三号をもって公示した構造改革特別区域計画の認定を平成二十年七月九日付けで取り消したので、次のとおり公示する。

平成二十年八月七日

内閣総理大臣 福田 康夫

- 一 構造改革特別区域計画の作成主体の名称 熊本県阿蘇郡産山村
- 二 構造改革特別区域の名称 産山村小中一貫教育特区
- 三 構造改革特別区域の範囲 熊本県阿蘇郡産山村の全域

○内閣府告示第四百二十九号

構造改革特別区域法（平成十四年法律第百八十九号）第九条第一項の規定に基づき、平成十八年十二月四日内閣府告示第八百五十四号をもって公示した構造改革特別区域計画の認定を平成二十年七月九日付けで取り消したので、次のとおり公示する。

平成二十年八月七日

内閣総理大臣 福田 康夫

- 一 構造改革特別区域計画の作成主体の名称 大分市
- 二 構造改革特別区域の名称 大分市小中一貫教育特区
- 三 構造改革特別区域の範囲 大分市の全域

○内閣府告示第四百三十号

構造改革特別区域法（平成十四年法律第百八十九号）第九条第一項の規定及び同法附則第五条に規定する措置に基づき、平成十八年十二月四日内閣府告示第八百五十五号をもって公示した構造改革特別区域計画の認定を平成二十年七月九日付けで取り消したので、次のとおり公示する。

平成二十年八月七日

内閣総理大臣 福田 康夫

- 一 構造改革特別区域計画の作成主体の名称 佐伯市
- 二 構造改革特別区域の名称 佐伯市小・中一貫教育特区
- 三 構造改革特別区域の範囲 佐伯市の全域

○内閣府告示第四百三十一号

構造改革特別区域法（平成十四年法律第百八十九号）第九条第一項の規定に基づき、平成二十年四月二十一日内閣府告示第三十三号をもって公示した構造改革特別区域計画の認定を平成二十年七月九日付けで取り消したので、次のとおり公示する。

平成二十年八月七日

内閣総理大臣 福田 康夫

一 構造改革特別区域計画の作成主体の名称 宮崎県、串間市、西都市及びえびの市並びに宮崎県東臼杵郡

美郷町

二 構造改革特別区域の名称 地域の特性を生かした多様な一貫教育特区

三 構造改革特別区域の範囲 串間市、西都市及びえびの市並びに宮崎県東臼杵郡美郷町の全域

○内閣府告示第四百三十二号

構造改革特別区域法（平成十四年法律第百八十九号）第九条第一項の規定に基づき、平成十八年四月十八日内閣府告示第二百二十七号をもって公示した構造改革特別区域計画の認定を平成二十年七月九日付けで取り消したので、次のとおり公示する。

平成二十年八月七日

内閣総理大臣 福田 康夫

- 一 構造改革特別区域計画の作成主体の名称 宮崎県
- 二 構造改革特別区域の名称 宮崎県幼稚園早期入園特区
- 三 構造改革特別区域の範囲 宮崎市、都城市、日南市、串間市、西都市及びえびの市並びに宮崎県宮崎郡清武町、南那珂郡南郷町、北諸県郡三股町、西諸県郡高原町及び野尻町、東諸県郡国富町及び綾町、児湯郡高鍋町、新富町、川南町及び都農町、東臼杵郡門川町並びに西臼杵郡高千穂町の全域並びに小林市及び日向市の区域の一部（旧小林市及び旧日向市）（詳細は内閣府において閲覧に供する。）

○内閣府告示第四百三十三号

構造改革特別区域法（平成十四年法律第百八十九号）第九条第一項の規定に基づき、平成十六年三月二十九日内閣府告示第八十九号をもって公示した構造改革特別区域計画の認定を平成二十年七月九日付けで取り消したので、次のとおり公示する。

平成二十年八月七日

内閣総理大臣 福田 康夫

- 一 構造改革特別区域計画の作成主体の名称 延岡市
- 二 構造改革特別区域の名称 延岡市幼児教育特区
- 三 構造改革特別区域の範囲 延岡市の全域

○内閣府告示第四百三十四号

構造改革特別区域法（平成十四年法律第百八十九号）第九条第一項の規定に基づき、平成十七年七月二十六日内閣府告示第六百十五号をもって公示した構造改革特別区域計画の認定を平成二十年七月九日付けで取り消したので、次のとおり公示する。

平成二十年八月七日

内閣総理大臣 福田 康夫

- 一 構造改革特別区域計画の作成主体の名称 日向市
- 二 構造改革特別区域の名称 日向市小・中一貫教育特区
- 三 構造改革特別区域の範囲 日向市の全域

○内閣府告示第四百三十五号

構造改革特別区域法（平成十四年法律第百八十九号）第九条第一項の規定に基づき、平成十八年三月十三日内閣府告示第四十二号をもつて公示した構造改革特別区域計画の認定を平成二十年七月九日付けで取り消したので、次のとおり公示する。

平成二十年八月七日

内閣総理大臣 福田 康夫

- 一 構造改革特別区域計画の作成主体の名称 鹿屋市
- 二 構造改革特別区域の名称 かのや英語大好き特区
- 三 構造改革特別区域の範囲 鹿屋市の全域

○内閣府告示第四百三十六号

構造改革特別区域法（平成十四年法律第百八十九号）第九条第一項の規定に基づき、平成十八年四月十八日内閣府告示第二百三十号をもって公示した構造改革特別区域計画の認定を平成二十年七月九日付けで取り消したので、次のとおり公示する。

平成二十年八月七日

内閣総理大臣 福田 康夫

- 一 構造改革特別区域計画の作成主体の名称 薩摩川内市
- 二 構造改革特別区域の名称 薩摩川内市小中一貫教育特区
- 三 構造改革特別区域の範囲 薩摩川内市の全域

○内閣府告示第四百三十七号

構造改革特別区域法（平成十四年法律第百八十九号）第九条第一項の規定に基づき、平成二十年四月二十一日内閣府告示第二十四号をもって公示した構造改革特別区域計画の認定を平成二十年七月九日付けで取り消したので、次のとおり公示する。

平成二十年八月七日

内閣総理大臣 福田 康夫

- 一 構造改革特別区域計画の作成主体の名称 那覇市
- 二 構造改革特別区域の名称 那覇市書道特区
- 三 構造改革特別区域の範囲 那覇市の全域

○内閣府告示第四百三十八号

構造改革特別区域法（平成十四年法律第百八十九号）第九条第一項の規定に基づき、平成十五年九月五日内閣府告示第百八十一号をもつて公示した構造改革特別区域計画の認定を平成二十年七月九日付けで取り消したので、次のとおり公示する。

平成二十年八月七日

内閣総理大臣 福田 康夫

- 一 構造改革特別区域計画の作成主体の名称 宜野湾市
- 二 構造改革特別区域の名称 宜野湾市英語教育特区
- 三 構造改革特別区域の範囲 宜野湾市の全域

○内閣府告示第四百三十九号

構造改革特別区域法（平成十四年法律第百八十九号）第九条第一項の規定に基づき、平成十六年三月二十九日内閣府告示第九十三号をもって公示した構造改革特別区域計画の認定を平成二十年七月九日付けで取り消したので、次のとおり公示する。

平成二十年八月七日

内閣総理大臣 福田 康夫

- 一 構造改革特別区域計画の作成主体の名称 浦添市
- 二 構造改革特別区域の名称 浦添市英語教育特区
- 三 構造改革特別区域の範囲 浦添市の全域